

JAの特定重度疾病共済とは・・・

がん^{※1,2}と診断確定したら・・・

(例) 悪性新生物、上皮内新生物
脳腫瘍になった場合

➡ **100万円**



心・血管疾患^{※3}で所定の要件を満たしたら・・・

(例) 急性心筋梗塞、狭心症
不整脈、高血圧性心疾患
大動脈瘤などになった場合

➡ **100万円**



脳血管疾患^{※3}で所定の要件を満たしたら・・・

(例) 脳梗塞、脳動脈瘤
もやもや病などに
なった場合

➡ **100万円**



その他の生活習慣病^{※3}で所定の要件を満たしたら・・・

(例) 糖尿病、肝硬変
慢性じん不全、慢性すい炎
になった場合

➡ **100万円**



それぞれ1回を限度に、最大4回まで共済金をお受取りになれます！

〈参考〉共済金のお支払事由について

疾病区分	病気の種類	お支払事由
① がん	がん	初めてがん ^(※1) と診断されたとき
② 心・血管疾患	急性心筋梗塞	1日以上入院をされたとき
	上記以外の心・血管疾患	20日以上継続して入院されたとき
③ 脳血管疾患	脳卒中	1日以上入院をされたとき
	上記以外の脳血管疾患	20日以上継続して入院されたとき
④ その他の生活習慣病	糖尿病 ^(※4)	治療を直接の目的として医師の指示によるインスリン治療を6か月以上継続して受けられたとき
	肝硬変	次のいずれかの診断基準によって診断されたとき ア. 病理組織学的所見による診断 イ. 画像所見および血液検査による診断
	慢性じん不全 ^(※5・6)	治療を直接の目的として次のいずれかに該当されたとき ア. 医師の指示による永続的な人工透析療法を開始されたとき イ. じん臓移植術を受けられたとき
	慢性すい炎	治療を直接の目的として手術をうけられたとき ^(※3)

※1 この共済において対象となる「がん」は、悪性新生物（上皮内新生物を含む）および脳腫瘍です。※2 がんに関する責任（保障）の開始は、ご契約からその日を含めて91日目からとなります。これより前に被共済者が悪性新生物または脳腫瘍と診断確定された場合には、がんにかかる共済金はお支払いいたしません。がん以外にかかる疾病区分および共済金の払込免除についてはご契約日から保障いたします。※3 治療を目的とし、かつ、公的医療保険制度に基づく医師診療点数数表により手術料が算定されるものを保障します。（一部の手術を除きます）※4 妊娠・分娩にかかる治療を除きます。※5 永続的な人工透析療法については、血液透析法または腹膜透析法により血液浄化を行う療法をいい、一般的な人工透析療法を除きます。※6 慢性じん不全の治療を直接の目的とする手術のうち、じん臓の機能に障害がある方に対し、じん臓の機能の回復または付与を目的として行われるじん臓の移植術をいいます。ただし、自家じん臓移植術を除きます。■特定重度疾病共済金を4回お支払いした場合にはご契約は消滅します。■特定重度疾病共済金は、各疾病区分につき1回を限度にお支払いします。（最大4回）■この共済には、解約時の返れい金はありません。■この共済には、死亡時における保障はありません。